

長野市空家等対策協議会委員名簿

令和4年4月1日現在（敬称略）

協議会名	長野市空家等対策協議会			
法令根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条 及び長野市空家等対策協議会要綱			
任 務	「長野市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する施策を 推進するにあたり、協議会を設立し、幅広い分野で専門的な 視点から意見等の聴取を行う。			
委員数及び任期	委員15名以内 任期24ヶ月（R2. 8. 1 ～R4. 7. 31）			
	分 野		氏 名	団 体 名
1	学識経験者	教 授	寺 内 美紀子	国立大学法人信州大学工学部
2	学識経験者	准教授	中 村 稔彦	公立大学法人長野県立大学
3	法務	弁護士	今 村 義 幸	長野県弁護士会長長野在住会
4	法務	司法書士	宮野尾 昌 平	長野県司法書士会長長野支部
5	建築	副支部長	勝 山 敏 雄	公益社団法人長野県建築士会ながの支部
6	建築	理事 (北信支部長)	中 村 浩 二	協同組合長野県解体工事業協会
7	不動産	支部理事	本 保 雅 規	長野県土地家屋調査士会長長野支部
8	不動産	副支部長	小 池 一 夫	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部
9	行政	次席登記官	山 崎 憲 一	長野地方法務局
10	市長		荻 原 健 司	市長
11	行政		安 塚 譲 治	長野市環境部長
12	行政		横 田 典 久	長野市建設部長

長野市空家等対策協議会要綱

(趣旨)

第 1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定による空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）の実施等に当たり必要な事項を協議するため、法第 7 条第 1 項の規定に基づき長野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の実施及び変更に関すること。
- (2) 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他空家等に関する施策の推進に必要と認められること。

(組織)

第 3 協議会は、15人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者並びに行政、法務、建築及び不動産の分野から選出された者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 委員及び会議に出席を求められた者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 7 協議会の庶務は、建設部建築指導課が行う。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 19 日から施行する。

老朽危険

空き家の解体

をお考えの所有者のみなさまへ

令和4年度
補助金

2 倍に拡大



長野市老朽危険空き家解体事業補助金

対象となる空き家は？

- 市内の1年以上使っていない空き家^{※1}のうち、戸建住宅、併用住宅^{※2}又は長屋建住宅^{※3}のいずれかで、市の事前調査で老朽危険空き家^{※1}と判定されたもの

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等
 ※2 延べ面積の半分以上が住宅であるもの
 ※3 隣の住戸との壁が二重となっている空き住戸部分を含む

対象となる費用は？

- 老朽危険空き家の解体工事^{※1}にかかる費用^{※2}

※1 老朽危険空き家が建つ敷地内の全ての建物、塀、立木等の解体及び撤去並びにそれに伴い発生した材料の運搬及び処分をする工事

※2 家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用を除く。

注) 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手したものと及び公共事業等の補償の対象となっているものは、補助の対象なりません。

補助金額は？

【所得金額 200 万円以下の方】

- 対象となる工事費用の
6割(60%)以内
の額^{※1}を補助

※1 予算の範囲内で、120 万円
又は国が定める標準的な費用から
計算する額の少ない額が限度。

最大

120 万円

補助します!!

予算が無くなり次第終了

【所得金額 200 万円を超える方】

- 対象となる工事費用の
半分(50%)以内
の額^{※2}を補助

※2 予算の範囲内で 100 万円
又は国が定める標準的な費用から
計算する額の少ない額が限度。

申請できる人は？

暴力団関係者ではない個人で、次の全てに該当すること

- 空き家の所有権がある人
- 本市の税金を滞納していない人
- 所得金額が 1,200(収入金額 1,442)万円以下の人
- 解体工事に係る他の補助金等の交付を受けていないこと
- 解体後の敷地等を適切に管理できる人
- 空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと
- 土地の所有権がある人の同意が得られていること

注) 空き家が共有物である場合、相続人がいる場合、相続人が申請する場合は、別に要件があります。

注) 提出書類や手続きの流れは、裏面を確認してください。

解体工事業施工者と代理受領制度とは？

●解体工事は、建設業法の土木、建築又は解体工事業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた解体工事業者と契約することが要件となります。

●代理受領制度は、解体工事費のうち補助金額分を市から解体工事業者へ直接支払うため、申請者は解体工事費全額を用意する必要がなく、補助金額を除いた金額のみを用意すればよい制度です。この制度が利用できるか、契約前に解体工事業者に確認してみましょう。

ながのご縁を



信都・長野市

TEL 026-224-8901

長野市 建設部 建築指導課 空き家対策室 (第二庁舎7階)

FAX 026-224-5124 長野市ホームページ

長野市空き家解体補助金

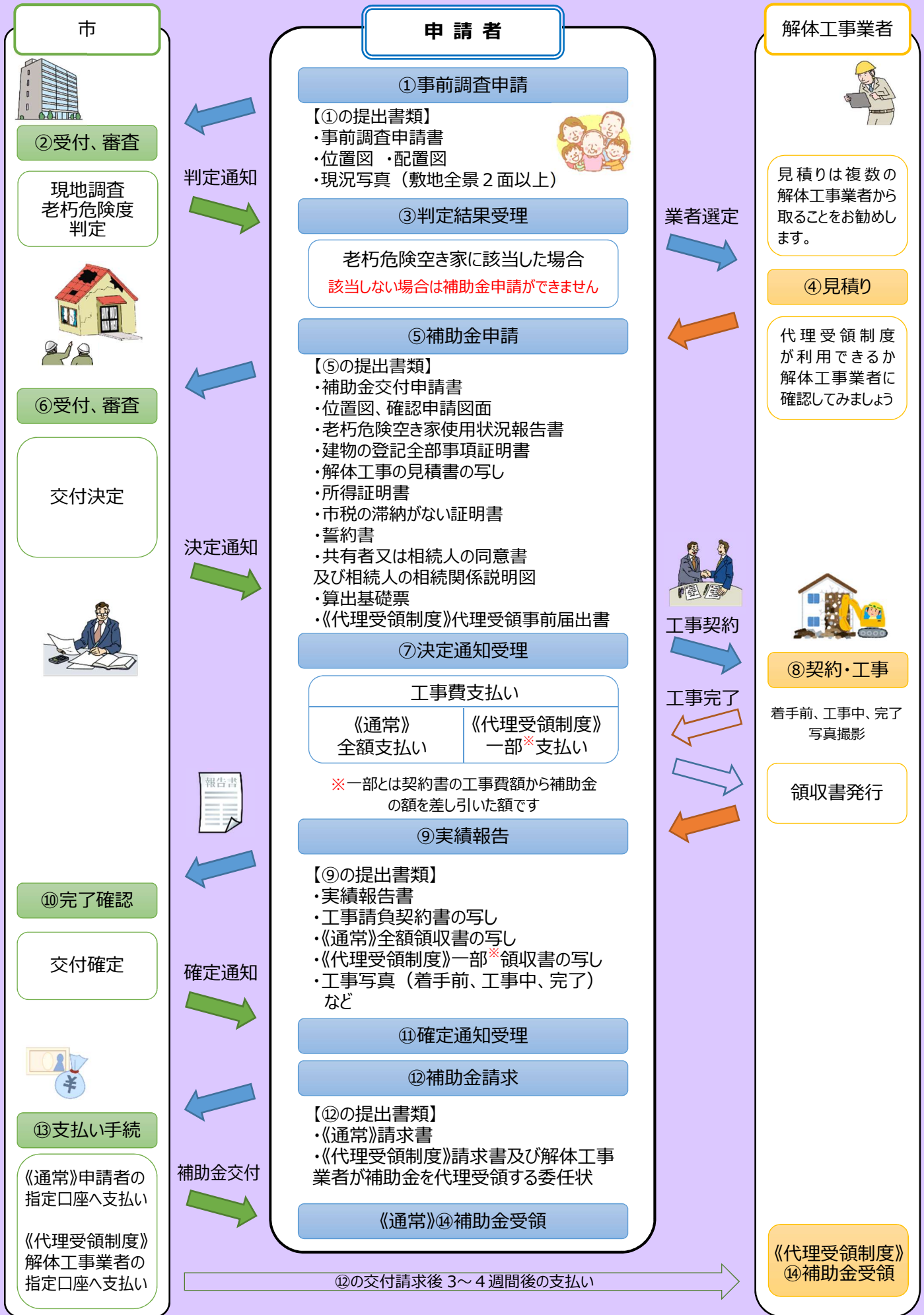
検索 🔍

スマホで簡単読込



QRコード

補助事業の流れ



注1 ⑤補助金申請は、③判定結果の通知があった日の翌年度の12月28日までに申請してください。

注2 ⑨実績報告は、工事完了日から30日以内又は交付決定した日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに提出してください。

「まちなか特別（西鶴賀）委員会2021」活動報告

まちなか特別委員長 久米 えみ

令和3年3月号つちおとに掲載させていただきました西鶴賀の空き家14件のその後とながの支部「まちなか特別委員会2021」の活動についてご報告いたします。

1. C-4 県立大生福島君の下宿 2020年より居住。古着屋兼住居
2. C-9 シェアオフィス+まちなか特別委員会相談所

2021年3月から大工さんに入ってもらい、かつて抜いてしまった柱を再び新規で設置し、補強金物と耐震補強壁二箇所を設置しました。外壁周りにはグラスウールを充填して、5月～6月壁塗りワークショップを開催し、学生さんや一般の方、会員さん多数の延人数58人の参加を得て、7月に完成いたしました。元々の土壁と昭和13年の新聞を表に出し、天井を解体し梁や2階の根太など全て表しとし塗装をして仕上げました。（写真右）また8月からはこちらの建物を活用して、新たな店子の希望者の発掘を兼ねたセミナー「西鶴賀エリアリノベーション」を4回開催しました。（写真下）そして、10/23日は建築士会ながの支部つきいちアーキ・セミナー「西鶴賀でできること」を開催しました。

3. 長青青年会議所主催の西鶴賀で2022年開催のイベント打ち合わせが始まりました。

（2022年5月13日（金）～15日（日）開催予定）まちなか特別委員会ではまち歩きを担当します。

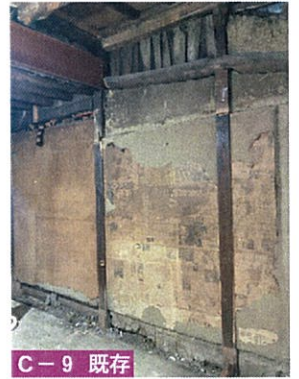
4. 楊さんのシードルハウス

2021年の10月突然西鶴賀に現れた楊さんは、東京在住会社員、高校まで住んでいた長野でリングを使ったビジネスを始めたいということ。建築士会が、これまで西鶴賀エリアリノベーションということで活動してきた話をしたところ、大変興味をもたれて、この場所で自分のお店（リングのシードル販売店）を構えたいということになりました。

このC-3の建物では、2021年の委員会での話し合いで、基準法の200平米以内の改修と、消防法の300平米以内の長屋面積にするため、11月にお掃除と壁を剥がし、2022年の1月から大工さんが現場に入りました。一部C-1、2につながっていた部分を解体し、耐震診断の上、柱の位置の移動と新規柱と壁の設置、そして3月からこちらも壁塗りワークショップを開催いたしました。（写真下）

以上、簡単にご紹介させていただきましたが、2020年からスタートした西鶴賀での空き家を使ったエリアリノベーションという活動は、今までの建築士会での活動とは違うアプローチと継続的に地域に入った活動から人と出会い、この西鶴賀という「まち」に興味を持った方を（公社）建築士会ながの支部と㈱まちづくり長野で応援しながら、まちを再構築する流れになってきています。小さな点から始まった活動は、コロナ禍の中でコツコツと進みながら前進していると、突然また新たな人が集まってくる流れが起きてきています。西鶴賀の地元の方達との交流のための瓦版（情報紙）を発行して話題を発信・共有し、地元のイベントのお手伝いなども今後一緒にできることを話合っています。地域の方達は、最近活気が出てきて生活に張り合いがある。若い人たちがまちに増えてワクワクする。というようなお話も頂きました。

建築士会のこれからの法人の存在意義や、会員同士だけではなく地域社会との交流や繋がりも、この活動では見えてくる気がしています。ぜひ興味がある会員さん、一緒に活動してワクワクしたい方、これからの活動に是非ご参加ください。お待ちしております。



C-9 既存



C-9 外観とリノベ工事



セミナー「西鶴賀エリアリノベーション」



C-3 既存シードルハウス



C-3 シードル店舗の壁塗りワークショップ